

商品名											
○給振カードローン											
保証会社	○一般社団法人しんきん保証基金										
ご利用いただける方	○個人（年齢が満20歳以上65歳未満の方） ○当金庫に毎月給与振込が5万円以上の方（パート、アルバイトは除く） ○一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けられる方										
お使いみち	○自由（事業性資金は除きます）										
ご融資金額	○10万円コース ○20万円コース										
ご利用期間	○3年毎の自動更新（70歳の誕生日まで）										
ご融資利率	○固定金利 年13.00%										
ご返済方法	○随時返済 9月、3月の利息決算日に貸越利息を徴求いたします。（年2回） ○お利息の目安 10万円を1ヶ月間ご利用になった場合（30日で計算）約1,068円										
担保・連帯保証人	○担保・連帯保証人は不要です。一般社団法人しんきん保証基金の保証をご利用いただきます。										
保証料等	○保証会社へ支払う保証料はご融資利率に含まれています。										
手数料等	○契約時に印紙代200円が必要となります。										
その他	○審査によりご希望金額を変更させていただく場合がございます。お申し込みの際は事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○当金庫に給与振込の指定がなくなった場合は、返済方法の変更をさせていただく場合がございます。 ○詳しくは、当金庫窓口・得意先担当者へお問い合わせ下さい。										
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情等は当金庫営業日にお取引店またはお客様相談室（9時～17時）：電話（0855-22-1851）へお申し出ください。</p> <p>* お客様の個人情報等は苦情等の解決を図るため、またお客さまとのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。</p> <p>当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記相談室にご相談ください。</p> <table border="1" data-bbox="568 1552 1281 1906"> <thead> <tr> <th colspan="2">全国しんきん相談所 （一般社団法人全国信用金庫協会）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住 所</td> <td>〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7</td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td>03-3517-5825</td> </tr> <tr> <td>受付日 時 間</td> <td>月～金（祝日、12月31日～1月3日を除く） 9:00～17:00</td> </tr> <tr> <td>受付媒体</td> <td>電話、手紙、面談</td> </tr> </tbody> </table>	全国しんきん相談所 （一般社団法人全国信用金庫協会）		住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7	電話番号	03-3517-5825	受付日 時 間	月～金（祝日、12月31日～1月3日を除く） 9:00～17:00	受付媒体	電話、手紙、面談
全国しんきん相談所 （一般社団法人全国信用金庫協会）											
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7										
電話番号	03-3517-5825										
受付日 時 間	月～金（祝日、12月31日～1月3日を除く） 9:00～17:00										
受付媒体	電話、手紙、面談										

商品名

○給振カードローン

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、相談室または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。

東京三弁護士会			
名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日 時 間	月～金（祝日、年末年始 除く） 9:30～12:00、 13:00～15:00	月～金（祝日、年末年始 除く） 10:00～12:00、 13:00～16:00	月～金（祝日、年末年始 除く） 9:30～12:00、 13:00～17:00

東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の（１）、（２）の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。

なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫相談室にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫ホームページ（<http://www.shinkin.co.jp/nihonkai/>）をご覧ください。

（１）現地調停

東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。

例えば、お客さまは、広島弁護士会の仲裁センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話いただくことにより、手続きを進めることができます。

（２）移管調停

当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。

例えば、広島弁護士会の仲裁センター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。

日本海信用金庫